

岩国市 市民活動賠償補償制度 (ふれあい補償制度)

「ふれあい補償制度」ってどんな制度？

自治会活動中にけがをしたり、他人の物を壊した場合の補償制度です。
保険料はかかりません。



事前の手続きは必要なの？

岩国市自治会連合会に加入している単位自治会が行う自治会活動については、事前の手続きは必要ありません。

ただし、岩国市自治会連合会に加入していない単位自治会は、年度初めに1年間の活動内容を記載した**市民活動届出書（自治会活動用）**を提出してください。（様式は市民協働推進課から会長宅に郵送します。）

どんな活動が対象になるの？

次の要件を満たす活動が対象です。

- ★ 岩国市内に活動の拠点を置くおおむね5人以上で構成された団体が行う活動
- ★ 無報酬で参加する活動（交通費などの実費弁償等は除く。）
- ★ 公益性のある活動

【活動例】

- ・ 地域社会活動…防犯活動、防災活動、清掃活動、市報や自治会報の配布
- ・ 青少年育成活動…子ども会活動、非行防止パトロール
- ・ 社会福祉活動及び社会奉仕活動…在宅老人や身体障害者のホームヘルプ
- ・ 社会教育活動…ソフトボールなどのスポーツ活動、講演会などの文化活動

〈こんな場合は対象になりません！！〉

- ・ 政治、宗教活動 ・ 営利目的の活動 ・ 学校行事 ・ 故意による事故
- ・ 天災による事故 ・ 同居親族に対する賠償事故 ・ 疾病や心神喪失による事故
- ・ 飲酒運転や無資格運転による事故 ・ 他覚症状の無いむち打ち症や腰痛 など

〈補償の内容〉

①自治会員が死亡又はけがをしたとき（傷害事故）

自治会活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した場合に支払われます。

種類	内容	補償金額（上限）
死亡補償	事故の日から 180 日以内に死亡したとき	500 万円
後遺障害補償	事故の日から 180 日以内に後遺障害を生じたとき	500 万円に保険契約約款に定める割合を乗じて得た額
入院補償	事故の日から 180 日までの間に入院して治療を受けたとき	入院 1 日 3,000 円 (180 日を限度とする。)
手術補償	事故の日から 180 日以内に手術を受けたとき (入院補償が支払われる場合に限る。)	3,000 円に保険契約約款に定める倍率を乗じて得た額 (1 事故につき 1 回に限る。)
通院補償	事故の日から 180 日までの間に通院して治療を受けたとき	通院 1 日 2,000 円 (90 日を限度とする。)

※ 事故の日から 5 日を経過してもなお入院又は通院して治療を受けたときに限ります。

※ 入院補償及び通院補償は通算して 180 日を限度とします。

②他人にけがをさせた、他人の物を壊したなど（損害賠償責任事故）

自治会活動中に過失により参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に支払われます。

種類	対象になる事故	補償金額（上限）
対人賠償	他人にけがなどをさせたとき	最高 1 人 1 億円 最高 1 事故 5 億円
対物賠償	他人の持ち物を壊したとき	最高 1 事故 2,000 万円
保管物賠償	他人からの預かり品などを壊したり、無くしたとき	最高 1 事故 100 万円

事故が起きたときはどうするの？

- ② 地域づくり推進課に御連絡ください。
 - ② 事故発生日から 30 日以内に市が定めた「事故報告書」を地域づくり推進課に提出してください。
- ※ 事故発生状況が分かる資料も併せて提出してください。
- ③ 保険会社へ請求書を提出してください。

【お問い合わせ先】

〒740-8585

岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

岩国市 市民協働部 地域づくり推進課

TEL 0827-29-5015 FAX 0827-22-2866